

「チーバベリー」ロゴマークの取扱及び使用許諾要領 (生産者及び関係機関向け)

制定：平成30年11月1日

最終改正：令和6年4月1日

千葉県農林水産部販売輸出戦略課

1 目的




本要領は、県が育成したいちご品種「チーバベリー」※(以下「チーバベリー」という。)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の取扱いについて、「チーバベリー」の生産者(団体を含む)及び関係機関等が無償利用する場合の、必要な事項を定めるものである。なお、それ以外の者が営利・販売目的で利用する場合は、千葉県総合企画部報道広報課「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」を適用する。

※種苗法上の品種名「千葉S4号」(平成27年8月登録 第24428号)

2 対象となるデザイン、用途

(1) ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインは、以下に定める3種類とする。

デザイン番号	1	2	3
デザイン			

補足事項

- ・画像の一部分のみの利用や、加除・改変をしてはならない。
- ・その他、定めのない部分は、チーバくんのデザインの使用ルールに準じる。

(2) 用途

本要領で定める用途は、以下とする。

ア 生産者(団体を含む)が自ら生産する「チーバベリー」及びその加工品の販売に使

用する個別の包装・パッケージ

(例) いちごパックのフィルム、ジャムのビンのラベルなど

イ 前項の規定以外で、「チーバベリー」の生産推進・消費拡大・知名度向上を目的とした、資材・景品等で販売をしないもの

(例) ポスター、チラシなど

ウ 「チーバベリー」の生産推進・消費拡大・知名度向上を目的とした広告

(例) ホームページ、雑誌等への広告掲載など

3 使用の申込み

(1) ロゴマークの使用は、千葉県内の「チーバベリー」を栽培している生産者（団体を含む）とする。

(2) ロゴマークを使用しようとする者は、以下の書類を千葉県農林水産部販売輸出戦略課（以下「管理者」）という。）に提出し、管理者の許諾を得るものとする。

- ・「チーバベリー」ロゴマーク使用申込書（別紙様式1）
- ・レイアウト、イメージ図等、使用方法がわかるもの

(3) 管理者は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(4) (1) (2) の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申込書の提出は不要とする。ただし、管理者の了解は得ることとする。

ア 千葉県及び県内の市町村が使用するとき。

イ 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

エ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(5) 管理者は、デザイン等の使用を許諾するときは、「チーバベリー」ロゴマーク使用許諾通知書（別記様式2）により、申込者に通知するものとする。

(6) デザイン等の使用期間は、原則として1年間以内とする。

(7) (6) の利用期間満了後において、引き続きロゴマークを利用するときは、改めて事務局へ利用申込書を提出する。

4 その他

(1) デザインを使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 申込みをした内容でのみ使用すること。

イ 県が定めた、デザインガイドマニュアルに従って使用すること。

(2) 管理者は次のいずれかに該当すると認められた場合は、許諾をしない、又は、使用許諾を解除することができるものとする。なお、使用許諾をしないこと又は許諾解除により、デザイン使用者に生じた損害について、管理者は責任の一切を負わないものとする。

- ・商品における原材料の品質などを保証すると誤認させるおそれがあるとき。
- ・法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- ・その他、管理者が使用について不相当と認めるとき。

(3) デザインを使用する者が、デザイン等の使用によって第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(4) デザイン自体を使用して、収益を上げることを目的として作成した商品（ピンバッジ、ぬいぐるみ等）にデザインを使用する場合、デザイン等使用料は、有償とする。有償使用の場合、「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」により報道広報課に申請することとする。

(附則)

この要領は、平成30年11月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年5月7日から適用する。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

県育成いちご品種「チーバベリー」に係るチーバくんデザイン使用申込書

年 月 日

千葉県 農林水産部 販売輸出戦略課長 様

住所 (申込者住所)

氏名 (申込者名称及び代表者名)

県育成いちご品種「チーバベリー」に係る千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用方法	使用期間	作成するものの内容	作成部数等	デザイン番号	備考
用途ア					
用途イ					
用途ウ					

【連絡先】 (担当者名) _____

(電話番号) _____

(E-mail) _____

【添付書類】 レイアウト、イメージ図等、使用方法がわかるものを添付すること _____

記載例(いちごパック1,000枚に使用する場合)

(別紙様式1)

県育成いちご品種「チーバベリー」に係るチーバくんデザイン使用申込書

令和〇〇年〇月〇日

千葉県 農林水産部 販売輸出戦略課長 様

住所(申込者住所) 千葉県〇〇〇〇

氏名(申込者名称及び代表者名)

株式会社〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇

県育成いちご品種「チーバベリー」に係る千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用方法	使用期間	作成するものの内容	作成部数等	デザイン番号	備考
用途ア	〇月〇日～ 〇月〇日	いちごパックのフィルムに使用	1,000枚	1	
用途イ					
用途ウ					

【連絡先】 (担当者名)

(電話番号)

(E-mail)

【添付書類】 レイアウト、イメージ図等、使用方法がわかるものを添付すること

(別記様式2)

県育成いちご品種「チーバベリー」に係るチーバくんデザイン使用許諾通知書

販 輸 第 号

年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県 農林水産部 販売輸出戦略課長

年 月 日付けで申込みのあった、県育成いちご品種「チーバベリー」に係る千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」の デザインの使用については、下記のとおり許諾します。

記

使用方法	使用期間	作成するものの内容	作成部数等	デザイン 番号	許諾番号
用途ア					
用途イ					
用途ウ					

※専用ロゴマークを使用する際には、併せて許諾番号を入れてください。